隊友新聞平成30年12月号記事

社会保険の話(11) 年金保険その3

社会保険労務士 萩原米雄前回に続き、公的年金制度について話を進めていきます。

- Q 1 65歳以降も働く場合、年金受給を遅らせることはできますか?
- A 老齢年金(老齢基礎年金・老齢厚生年金)は、原則として65歳からの受給となりますが、希望すれば66歳以降70歳になるまでの間で繰下げて受給することができます。繰下げ受給する場合は、請求した時点(月単位)に応じて年金は増額されます。

なお、増額率は、1か月当たり0.7%となっており、繰下げ請求月から70歳に達する日の前月までの月数に0.7%を乗じた率となります。よって、年金受給を5年間繰下げた場合は、年金が42%の増額となります。なお、老齢厚生年金と老齢基礎年金をそれぞれに繰下げ時期を選択できます。

- Q2 繰下げ受給について詳しく教えてください。
- A Q1で、「繰下げ受給すると年金が最大で42%も増額」と説明しましたが、注意しなければならないことがあります。 在職老齢年金を受給している方は、在職中に受給している年金(支給停止されない報酬比例部分と経過的加算額)は、増額対象となりますが、支給を停止されている年金(報酬比例部分)については、増額対象になりません。

よって、全額支給停止されている方は、経過的加算額のみが増額対象となります。(思ったほど増額しない。)

例:65歳から70歳までの5年間の在職により、65歳受給の老齢厚生年金(報酬比例部分・経過的加算額)が180万円の方が、給付制限により50万円(報酬比例部分・経過的加算額)を支給されている場合は、70歳まで繰下げると、50万円分について42%(21万円)の増額。

- Q3 障害年金について教えてください。
- A 障害や病気によって生活や仕事に支障が出た場合に支給される年金です。障害年金には、障害基礎年金と障害厚生年金の 2種類があります
 - 障害基礎年金

障害や病気について、初診日(障害の原因となった病気や怪我について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日)に、国民年金に加入していた方が受給できます。

また、20歳未満(国民年金に加入前)もしくは60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間)の間に障害が生じ、その状態が続いている方も受給できます。

障害の度合いに応じて、1級と2級に区分されます。

○ 障害厚生年金

障害や病気について、初診日に、厚生年金に加入していた方が受給できます。障害基礎年金に上乗せする給付です。 障害の廃分いに広じて、1、2個に区分されます。なお、障害

障害の度合いに応じて、1~3級に区分されます。なお、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害の場合には、一時金として障害手当金が支給されます。

- Q4 障害年金を受給するための条件について教えてください。
- A 3つの受給要件があります。
 - ① 初診日が特定できる。
 - ② 一定の障害の状態にある。
 - ③ 保険料が納付されている。(初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしている。)
 - ・初診日のある月の前々月までの年金加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付または免除されている。
 - ・初診日において 6 5 歳未満であり、初診日のある月の前々 月までの 1 年間に保険料の未納がない。